平成２２年（再ロ）第１９号

沖縄県那覇市字国場1171番地16
再生債務者　平良江美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月13日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（再ロ）第９８号

大阪市大正区三軒家東１丁目12番５―1001号
再生債務者　久保　健
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第２号

大阪府吹田市泉町２丁目１番14号
再生債務者　泉岡　睦弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１０１６１号

東京都西東京市泉町５―１―９
再生債務者　浜口　典高
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第３号

横浜市鶴見区生麦１丁目６番10―303号
再生債務者　吉川　正美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月14日
横浜地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年八月一日であり、三社の株主総会の承認決議は平成二十三年六月二十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、三社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月十四日
掲載頁　七十四頁（号外一二五号）
（乙・丙）　計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年六月二十二日
新潟市中央区女池南二丁目四番一七号
（甲）株式会社村尾技建
代表取締役　村尾　治祐
新潟市中央区女池南二丁目四番一六号
（乙）有限会社第一環境地研
代表取締役　村尾　治祐
新潟市中央区女池南二丁目四番一六号
（丙）有限会社アイムプリント
取締役　日沖　卓

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年四月十三日
掲載頁　九十四頁（号外第七十八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年四月十三日
掲載頁　九十頁（号外第七十八号）
平成二十三年六月二十二日
静岡市清水区辻一丁目五番一三号
（甲）株式会社ＤＲマネジメント
代表取締役　宮﨑　久雄
静岡市清水区折戸三一四番地の六
（乙）第一倉庫運輸株式会社
代表取締役　宮﨑　久雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月十日
掲載頁　九十四頁（号外第一二三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月十日
掲載頁　九十二頁（号外第一二三号）
平成二十三年六月二十二日
岡山市北区富町一丁目八番一二号
（甲）株式会社キャリオン
代表取締役　應本　方温
岡山県倉敷市加須山一六二番地の一
（乙）株式会社ハシマ
代表取締役　應本　方温

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年六月二十二日
神奈川県横浜市南区六ツ川三丁目六八番地
二五
合同会社ベストメンバー
代表社員　中野　伸行

効力発生日変更公告

当社は、平成二十三年七月一日予定の吸収分割の効力発生日を平成二十三年八月一日に変更しましたので公告します。
平成二十三年六月二十二日
東京都目黒区大橋二丁目三番五号
株式会社ＡＭＢＩＴＩＯＮ
代表取締役　清水　剛

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を一百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年六月二十二日
青森県北津軽郡中泊町大字高根字小金石七二六番地一
有限会社秋田土建工業
代表取締役　秋田　猛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百五十億円減少し、七千五百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十三年七月二十九日であり、株主総会の決議は、平成二十三年六月十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月三十一日
掲載頁　一二三頁（号外第一一四号）
平成二十三年六月二十二日
東京都千代田区二番町八番地八
株式会社セブン・フィナンシャルサービス
代表取締役　橋本　玄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
株主総会の決議は平成二十三年六月十四日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年六月二十二日
東京都葛飾区細田五丁目二〇番一五号
有限会社東京犬友社
代表取締役　小河　覺治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年六月二十二日
横浜市青葉区千草台一九番地一
有限会社浜正
代表取締役　吉濵フミ子